

さが園芸 8 8 8 整備支援事業費補助金の市補助率の改定について

1 改定補助率の適用について

令和 7 年度事業実施分より

2 改定後の市補助率について

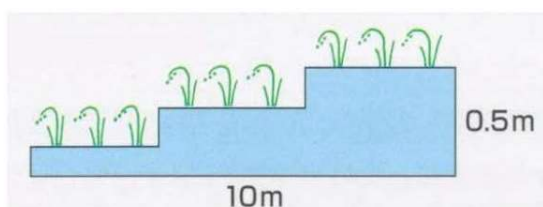
現行 補助率	改定後（下記のいずれか）	
	補助率	条件
1 0 %	2 5 %	・ 鳥栖市在住の方※ ₁ が鳥栖市内の中山間地域の農地※ ₂ で農業用施設を整備する場合 ・ 鳥栖市在住の方※ ₁ が鳥栖市内の中山間地域の農地※ ₂ で営農をするための農業用機械を導入する場合
	2 0 %	・ 鳥栖市在住の方※ ₁ が鳥栖市内の農地で農業用施設を整備する場合 ・ 鳥栖市在住の方※ ₁ が鳥栖市内の農地で営農を行うための農業用機械を導入する場合
	1 0 %	上記のいずれにも該当しない場合（鳥栖市在住の方※ ₁ に限る。）

（※ 1 鳥栖市在住の方）

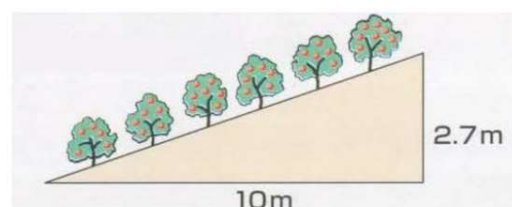
法人の場合は、法人登記を行った所在地が鳥栖市内であること

（※ 2 中山間地域の農地の要件）

- 1 田の場合、勾配の高さを勾配の距離で除した値が $1/20$ 以上であること
- 2 畑の場合、勾配の高さと勾配の距離から算出した角度が 15 度以上であること



田（ $1/20$ 以上）



畑（ 15 度以上）